

水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業
漁船の取得価格の妥当性の考え方

平成 28 年 4 月 11 日
取得価格等適正審査委員会

1. 中古船を取得する場合

「漁船保険の評価標準について」（昭和 38 年 3 月 22 日 38 水漁第 1561 号）の別表第 3 の時価現有率表に基づく算出額と取得価格に著しい差異がないこと。ただし、近年の同種漁船の取引（相場）実績が明らかな場合は、これらの額を優先する。

2. 中古船を取得し、改修する場合

中古船の取得価格については、上記 1 のとおり。

改修については、既存設備の劣化、能力不足等により新たに代替する設備の必要があること。また、導入設備の規模、能力等については、同地区同規模漁船の設備と差異がないこと。ただし、浜の活力再生広域プラン等に基づき必要となる設備等はこの限りとしない。

工事費等については、製作所の実績等を踏まえて適切な根拠による見積もりであること。

3. 新造船を取得する場合

- ① 導入する漁船の同地区、同種の漁船の規模、能力と同等の仕様であること。ただし、浜の活力再生広域プラン等に基づき必要となる設備等はこの限りでない。
- ② 建造価格が、近年の建造された同種漁船の実績と比較し過度な差異がないこと。